

令和5年度

# 八幡市予算書

# 令和 5 年度八幡市予算一覽表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	9 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	1 3 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	1 7 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	2 1 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	2 5 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	2 9 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	3 3 頁

令和5年度

# 八幡市一般会計予算

## 令和 5 年度八幡市一般会計予算

令和 5 年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,940,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		9,740,000
	1 市民税	4,161,300
	2 固定資産税	4,043,900
	3 軽自動車税	171,800
	4 市たばこ税	533,000
	5 都市計画税	830,000
2 地方譲与税		145,200
	1 地方揮発油譲与税	34,500
	2 自動車重量譲与税	103,000
	3 森林環境譲与税	7,700
3 利子割交付金		3,800
	1 利子割交付金	3,800
4 配当割交付金		92,000
	1 配当割交付金	92,000
5 株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6 法人事業税交付金		122,000
	1 法人事業税交付金	122,000
7 地方消費税交付金		1,629,000
	1 地方消費税交付金	1,629,000
8 ゴルフ場利用税交付金		2,300
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,300
9 環境性能割交付金		22,000
	1 環境性能割交付金	22,000
10 地方特例交付金		54,000
	1 地方特例交付金	54,000
11 地方交付税		4,979,000
	1 地方交付税	4,979,000
12 交通安全対策特別交付金		7,500
	1 交通安全対策特別交付金	7,500
13 分担金及び負担金		55,232

(単位：千円)

款	項	金額
	1 負担金	55,232
14 使用料及び手数料		410,450
	1 使用料	371,877
	2 手数料	38,573
15 国庫支出金		5,209,503
	1 国庫負担金	4,480,370
	2 国庫補助金	700,820
	3 委託金	28,313
16 府支出金		2,047,184
	1 府負担金	1,399,473
	2 府補助金	442,630
	3 委託金	205,081
17 財産収入		13,340
	1 財産運用収入	13,319
	2 財産売払収入	21
18 寄附金		3,500
	1 寄附金	3,500
19 繰入金		2,341,660
	1 特別会計繰入金	18,855
	2 基金繰入金	2,322,805
20 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
21 諸収入		355,611
	1 延滞金、加算金及び過料	15,590
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	2,345
	4 受託事業収入	7,530
	5 雑入	329,846
22 市債		2,636,720
	1 市債	2,636,720
歳入合計		29,940,000

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		292,000
	1 議会費	292,000
2 総務費		2,930,000
	1 総務管理費	2,285,200
	2 徴税費	296,800
	3 戸籍住民基本台帳費	206,700
	4 選挙費	103,200
	5 統計調査費	13,400
	6 監査委員費	24,700
3 民生費		13,090,900
	1 社会福祉費	5,607,200
	2 児童福祉費	4,872,800
	3 生活保護費	2,610,300
	4 災害救助費	600
4 衛生費		2,355,900
	1 保健衛生費	956,300
	2 清掃費	1,395,700
	3 上水道費	3,900
5 労働費		9,900
	1 労働諸費	9,900
6 農林水産業費		240,600
	1 農業費	227,700
	2 林業費	12,900
7 商工費		134,700
	1 商工費	134,700
8 土木費		1,786,300
	1 土木管理費	39,200
	2 道路橋りょう費	793,300
	3 河川費	84,200
	4 都市計画費	599,300
	5 住宅費	270,300

(単位：千円)

款	項	金額
9 消防費		1,811,200
	1 消防費	1,811,200
10 教育費		3,545,800
	1 教育総務費	708,000
	2 小学校費	1,110,900
	3 中学校費	272,800
	4 幼稚園費	224,500
	5 社会教育費	1,149,500
	6 保健体育費	80,100
11 災害復旧費		20,000
	1 公共施設災害復旧費	20,000
12 公債費		3,702,700
	1 公債費	3,702,700
13 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		29,940,000



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
一般行政事務管理費（人事課）	令和5年度から 令和7年度まで	千円 14,600
戸 籍 一 般 総 務 費	令和5年度から 令和8年度まで	210,000
子ども・子育て支援総合推進事業費	令和5年度から 令和6年度まで	4,500
農業振興地域整備計画策定費	令和5年度から 令和6年度まで	4,200
防災対策費（一般分）	令和5年度から 令和6年度まで	27,000

## 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 1,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利 率見直し方式で借り入 れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率）	政府資金については、 その融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、市財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は借 換することができる。
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	1,500	同上	同上	同上
上 水 道 安 全 対 策 事 業	3,900	〃	〃	〃
じ ん か い 収 集 車 整 備 事 業	12,500	〃	〃	〃
農 業 用 施 設 整 備 事 業	2,800	〃	〃	〃

## (つづき)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路等整備事業	千円 269,800	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利 率見直し方式で借り入 れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率）	政府資金については、 その融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、市財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は借 換することができる。
都市公園等 整備事業	10,800	同上	同上	同上
下水道施設等 整備事業	19,200	〃	〃	〃
公営住宅 整備事業	26,800	〃	〃	〃
消防施設 整備事業	79,300	〃	〃	〃
消防庁舎 整備事業	13,800	〃	〃	〃
小学校施設 整備事業	361,800	〃	〃	〃
中学校施設 整備事業	10,300	〃	〃	〃
松花堂庭園美術館 施設整備事業	132,600	〃	〃	〃
松花堂庭園 災害復旧事業	18,900	〃	〃	〃
名勝松花堂及び書院 庭園保存活用事業	1,400	〃	〃	〃
史跡買上げ事業	8,600	〃	〃	〃
臨時財政対策債	347,000	〃	〃	〃
借換債	1,314,120	〃	〃	〃

令和5年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

## 令和5年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

令和5年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		1,838
	1 外来収入	1,838
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		25,300
	1 一般会計繰入金	25,300
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		360
	1 納付金	355
	2 雑入	5
歳入合計		27,500

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		24,420
	1 施設管理費	24,420
2 医業費		2,580
	1 医業費	2,580
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		27,500

令和5年度

八幡市駐車場特別会計予算

## 令和5年度八幡市駐車場特別会計予算

令和5年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,500
	1 使用料	8,500
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		8,600

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理費		4,300
	1 管理費	4,300
2 繰出金		4,200
	1 一般会計繰出金	4,200
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		8,600

令和5年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

## 令和5年度八幡市国民健康保険特別会計予算

令和5年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,496,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,310,553
	1 国民健康保険料	1,310,532
	2 国民健康保険税	21
2 使用料及び手数料		1,114
	1 手数料	1,114
3 府支出金		5,431,020
	1 府補助金	5,431,020
4 財産収入		190
	1 財産運用収入	190
5 繰入金		739,400
	1 一般会計繰入金	597,400
	2 基金繰入金	142,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		14,217
	1 延滞金、加算金及び過料	6,417
	2 雑入	7,800
10 国庫支出金		5
	1 国庫補助金	5
歳入合計		7,496,500

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		58,017
	1 総務管理費	34,437
	2 徴収費	23,000
	3 運営協議会費	580
2 保険給付費		5,393,956
	1 療養諸費	4,674,302
	2 高額療養費	660,402
	3 移送費	101
	4 精神・結核医療付加金	11,640
	5 出産育児諸費	25,011
	6 葬祭諸費	5,000
	7 傷病手当金	17,500
3 国民健康保険事業費納付金		1,909,164
	1 医療給付費分	1,248,573
	2 後期高齢者支援金等分	491,411
	3 介護納付金分	169,180
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		129,359
	1 特定健康診査等事業費	76,493
	2 保健事業費	52,866
6 基金積立金		191
	1 基金積立金	191
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		4,802
	1 償還金及び還付加算金	4,802
9 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	7,496,500

令和5年度

八幡市介護保険特別会計予算

## 令和5年度八幡市介護保険特別会計予算

令和5年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,333,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

八幡市長 堀口文昭



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,389,622
	1 介護保険料	1,389,622
2 使用料及び手数料		160
	1 手数料	160
3 国庫支出金		1,302,233
	1 国庫負担金	1,073,580
	2 国庫補助金	228,653
4 支払基金交付金		1,665,136
	1 支払基金交付金	1,665,136
5 府支出金		907,764
	1 府負担金	860,267
	2 府補助金	47,497
6 財産収入		200
	1 財産運用収入	200
7 繰入金		1,065,700
	1 一般会計繰入金	935,700
	2 基金繰入金	130,000
8 繰越金		1,998
	1 繰越金	1,998
9 諸収入		187
	1 延滞金、加算金及び過料	26
	2 雑入	161
歳入合計		6,333,000

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		55,900
	1 総務管理費	6,500
	2 徴収費	6,200
	3 介護認定審査会費	43,200
2 保険給付費		5,950,950
	1 介護サービス等諸費	5,340,700
	2 介護予防サービス等諸費	284,100
	3 その他諸費	6,500
	4 高額介護サービス等費	157,400
	5 高額医療合算介護サービス等費	22,800
	6 市町村特別給付費	650
	7 特定入所者介護サービス等費	138,800
3 地域支援事業費		322,950
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	205,100
	2 一般介護予防事業費	10,970
	3 包括的支援事業・任意事業費	106,080
	4 その他諸費	800
4 基金積立金		200
	1 基金積立金	200
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		1,999
	1 償還金及び還付加算金	1,999
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	6,333,000

令和5年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

## 令和5年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,233,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,140,679
	1 後期高齢者医療保険料	1,140,679
2 使用料及び手数料		101
	1 手数料	101
3 繰入金		1,090,810
	1 一般会計繰入金	1,090,810
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,109
	1 延滞金、加算金及び過料	59
	2 償還金及び還付加算金	2,050
歳入合計		2,233,700

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		13,030
	1 総務管理費	11,390
	2 徴収費	1,640
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,218,520
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,218,520
3 諸支出金		2,050
	1 償還金及び還付加算金	2,050
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		2,233,700

令和5年度

八幡市水道事業会計予算

## 令和5年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源	項目	令和5年度末		年 間	1 日 平 均
		給水人口	給水戸数	総給水量	給水量
月夜田受水場系 (自己水・府営水)		人	戸	m3	m3
		44,901	21,831	4,342,423	11,897
美濃山浄水場系 (自己水・府営水)		23,345	9,891	2,771,448	7,593
分水	京都市	536	260	51,865	142
	久御山町	169	82	28,553	78
	枚方市	15	7	7,343	20
合 計		68,966	32,071	7,201,632	19,730

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 水道事業収益	1,813,050 千円
第1項 営業収益	1,614,582 千円
第2項 営業外収益	197,995 千円
第3項 特別利益	473 千円

### 支 出

第1款 水道事業費用	1,719,803 千円
第1項 営業費用	1,634,094 千円
第2項 営業外費用	72,782 千円
第3項 特別損失	2,927 千円
第4項 予備費	10,000 千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額415,725千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,687千円、過年度分損益勘定留保資金380,038千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		276,916千円
第1項	企業債		201,200千円
第2項	負担金		6,828千円
第3項	国庫補助金		9,625千円
第4項	水道加入金		55,259千円
第5項	出資金		3,900千円
第6項	固定資産売却代金		104千円
		支	出
第1款	資本的支出		692,641千円
第1項	建設改良費		472,278千円
第2項	企業債償還金		217,363千円
第3項	予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
美濃山浄水場等施設監視及び運転操作業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	382,100千円
美濃山浄水場非常用自家発電機設備設置工事	令和5年度から 令和6年度まで	175,000千円
第9号取水井新設工事	令和5年度から 令和6年度まで	44,900千円
美濃山浄水場中央監視装置機能増設業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	33,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業債	千円 201,200	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 177,750 千円

令和5年2月27日提出

八幡市長 堀口 文昭

令和5年度

八幡市下水道事業会計予算

## 令和5年度八幡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 処理区域内戸数   | 33,830 戸                 |
| (2) 年間総処理水量   | 8,523,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量  | 23,287 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 |                          |
| ・管渠布設事業       |                          |
| ・管路施設耐震化事業    |                          |
| ・管渠改築事業       |                          |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			1,708,888 千円
第1項	営業収益			1,173,764 千円
第2項	営業外収益			534,624 千円
第3項	特別利益			500 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			1,684,078 千円
第1項	営業費用			1,597,352 千円
第2項	営業外費用			74,726 千円
第3項	特別損失			2,000 千円
第4項	予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額383,875千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,641千円、過年度分損益勘定留保資金362,234千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		262,400千円
第1項	企業債		222,100千円
第2項	国庫補助金		21,100千円
第3項	他会計補助金		19,200千円
		支	出
第1款	資本的支出		646,275千円
第1項	建設改良費		291,662千円
第2項	企業債償還金		350,413千円
第3項	預託金		1,200千円
第4項	予備費		3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 135,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道事業	86,300	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費

79,491 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、253,400千円である。

令和5年2月27日提出

八幡市長 堀口 文昭

